

第 5 号議案

「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」の制定による系統アクセス業務の取扱いについて
(案)

平成 27 年 11 月 6 日付で「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」(以下「ガイドライン」という。)が制定された。これに基づく、工事費負担金の算定等に関する系統アクセス業務の取扱いを下記のとおりとする。また、本取扱いを当機関のウェブサイトにおいて公表する。

記

1. 取扱いを定める目的
ガイドラインの制定を受け、当機関及び一般電気事業者が工事費負担金の算定等の業務を適切に行うため。
2. 取扱内容
別紙 1、2、3、4 のとおり。
3. 周知方法
本取扱い(別紙 1)及び工事費負担金再算定依頼書(別紙 2、3)について、すみやかに当機関のウェブサイトへ掲載する。

【添付資料】

- 別紙 1 : 「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」の制定による系統アクセス業務の取扱いについて
別紙 2 : 工事費負担金再算定依頼書(広域機関受付用)
別紙 3 : 工事費負担金再算定依頼書(一般電気事業者受付用)
別紙 4 : 工事費負担金再算定の位置づけと当機関内承認権限について

以 上

「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」の制定による系統アクセス業務の取扱いについて

平成27年11月6日付で資源エネルギー庁より「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」(以下「ガイドライン」という。)が制定されましたが、このガイドラインにおいて、当機関が検討し指定するものとされている一般負担の限界の基準額(以下「一般負担の上限額」という。)は、当機関の広域系統整備委員会のもとで検討を行っており、一般負担の上限額の指定までは今暫く時間を要する見込みです。

そこで、ガイドラインの制定後の系統アクセス業務の取扱いは下記のとおりといたします。

期間		項目	系統アクセス業務の受付・回答
接続検討	ガイドラインの制定から一般負担の上限額指定まで	ガイドライン制定前に行った接続検討回答に関する取扱い	当機関又は一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者からガイドラインに基づいた工事費負担金の再算定の依頼(※)があった場合には、工事費負担金を再度算定し、回答に以下の趣旨を記載し、十分な説明を行う。 a. 当機関が指定する一般負担の上限額によっては、工事費負担金が増額となる可能性があること。 b. 一般負担の上限額は、指定後、当機関及び一般電気事業者のウェブサイトで公表される予定であること。 c. 一般負担額のうち一般負担の上限額を超過した分は、工事費負担金に加算されること。 d. 一般負担の上限額の指定後、工事費負担金の再算定を希望する場合には、接続検討の申込窓口に申し出る必要があること。 ただし、送電系統の状況等の接続検討の前提となる事実関係に変動があった場合には、工事費負担金の再算定は行わず、あらためて接続検討の申込みが必要となる旨を説明する。
		ガイドライン制定後に行う接続検討回答に関する取扱い	当機関又は一般電気事業者は、一般負担の上限額を指定するまでの間、接続検討回答書に前記a～dの趣旨を記載し、発電設備等系統連系希望者に対して、十分な説明を行う。
	一般負担の上限額指定後	接続検討全般	当機関又は一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者からガイドラインに基づいた工事費負担金の再算定依頼があった場合には、工事費負担金を再度算定し、回答する。 ただし、送電系統の状況等の接続検討の前提となる事実関係に変動があった場合には、工事費負担金の再算定は行わず、あらためて接続検討の申込みが必要となる旨を説明する。

※ 発電設備等系統連系希望者からの工事費負担金の再算定の依頼は、工事費負担金再算定依頼書を提出してもらう方法によるものとする。以下同じ。

期間		項目	系統アクセス業務の受付・回答
契約申込み	ガイドラインの制定から一般負担の上限額指定まで	契約申込み全般	一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者から、ガイドライン制定前の接続検討回答に基づき、契約申込みがなされた場合、ガイドラインの制定により工事費負担金の変動する可能性があることを説明の上、発電設備等系統連系希望者にガイドラインに基づく工事費負担金の再算定を希望するかを確認する。 発電設備等系統連系希望者が工事費負担金の再算定を希望する場合には、契約申込みの受付は保留することとし、その旨を発電設備等系統連系希望者に説明する。発電設備等系統連系希望者が、工事費負担金の再算定を希望しない場合及びガイドライン制定後の接続検討回答に基づき契約申込みがなされた場合には、以下の a～c のとおり、対応する。 a. 契約申込み受付 一般負担の上限額が指定されていないこと（工事費負担金の増額の可能性があること）を理由とした契約申込みの受付保留は行わない。 b. 契約申込みに対する回答（ガイドラインに則る工事費負担金算定を含む） 一般負担の上限額が指定されていないこと（工事費負担金の増額の可能性があること）を理由とした契約申込みに対する回答の保留は行わない。なお、空押さへの防止の観点から、契約申込みに対する回答の条件として下記趣旨を反映する等の措置を行う。 ① ガイドライン制定後に行う接続検討回答と同様の注意喚起 ② 一般負担の上限額の指定後、指定の期日までに工事費負担金契約を締結しない場合には、連系承諾は無効とする、又は、接続契約を解除する。 c. 工事費負担金契約（注） 発電設備等系統連系希望者が一般負担の上限額の指定後に工事費負担金が増加する可能性があることに同意の上、連系工期優先等の理由で工事着手を希望する場合※には、「一般負担額が、電力広域的運営推進機関の指定する一般負担の上限額を超過した場合には、当該超過部分を工事費負担金に加算する」旨が明記された工事費負担金契約を締結する（工事費負担金契約の詳細は、各一般電気事業者にて決定する）。 ※複数の発電設備等系統連系希望者と共同負担する案件は、全ての発電設備等系統連系希望者が希望する場合 （注）：各一般電気事業者がガイドラインに対応した託送供給約款の特例承認申請を行っている場合には、各一般電気事業者にお問い合わせ下さい。
	一般負担の上限額指定後	契約申込み全般	一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者から接続検討回答に基づく、契約申込みがなされた場合には、ガイドラインの制定または一般負担の上限額指定により工事費負担金の変動する可能性があることを説明の上、発電設備等系統連系希望者にガイドラインに基づく工事費負担金の再算定を希望するかを確認する。 発電設備等系統連系希望者が工事費負担金の再算定を希望する場合には、契約申込みの受付は保留することとし、その旨を発電設備等系統連系希望者に説明する。発電設備等系統連系希望者が、工事費負担金の再算定を希望しない場合は、通常どおり、契約申込みの受付及び契約申込みに対する回答（ガイドラインに則る工事費負担金算定を含む）等を行う。

平成 年 月 日

電力広域的運営推進機関

申込者

住 所

事業者名

申込者氏名

印

工事費負担金再算定依頼書

当社は、平成●●年●月●日付接続検討回答書（受付番号：●●●●●●）について、「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針（平成27年11月6日）」に基づく、工事費負担金の再算定を依頼します。

（１）発電設備等設置場所	
（２）連絡先	連絡者所属： 連絡者名： 住 所： 電 話 番 号： F A X 番 号： E - m a i l：

○添付資料

- ・接続検討申込書（平成●●年●月●日）
- ・接続検討回答書（平成●●年●月●日）

（接続検討の申込書・回答書の写しを添付して提出してください。）

以 上

平成 年 月 日

●●電力株式会社 御中

申込者

住 所

事業者名

申込者氏名

印

工事費負担金再算定依頼書

当社は、貴社の平成●●年●月●日付接続検討回答書（受付番号：●●●●●●）について、「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針（平成27年11月6日）」に基づく、工事費負担金の再算定を依頼します。

（１）発電設備等設置場所	
（２）連絡先	連絡者所属： 連絡者名： 住 所： 電 話 番 号： F A X 番 号： E - m a i l：

○添付資料

- ・接続検討申込書（平成●●年●月●日）
- ・接続検討回答書（平成●●年●月●日）

（接続検討の申込書・回答書の写しを添付して提出してください。）

以 上

工事費負担金再算定の位置づけと当機関内承認権限について

工事費負担金再算定依頼の受付及び回答を行う時点においては、すでに接続検討回答は完結しており、再算定に関しては業務規程第6章（系統アクセス）ならびに、送配電等業務指針第6章（系統アクセス）に規定されている内容ではないと整理する。

このため、工事費負担金再算定は、制度の変更により想定される事業者のニーズや利便性を考慮した対応の一環として、事業者からの依頼を受けて広域機関及び一般電気事業者が実施するアフターケアと位置づける。

なお、広域機関が工事費負担金の再算定を依頼された場合には、実質的に接続検討回答書の一部（工事費負担金）を見直しし回答するため、依頼の受付及び回答の承認権限を下記の通り定める。

1. 工事費負担金再算定依頼書の受付

系統アクセス副室長

2. 一般電気事業者への再算定依頼

系統アクセス室長

3. 回答

系統アクセス室長

ただし、一般電気事業者の再算定に疑義が生じる可能性がある場合には、系統アクセス室長の判断により、理事会に付議し議決を行う。